



2018年2月15日

今回のジェットスター事件について
(日本国の「出国中止」制度について)

弁護士法人創知法律事務所
弁護士 藤本 一郎
弁護士 春日 美知子
弁護士 石本 さやか

1 はじめに

当職らは、2018年1月24日から25日にかけて発生した、成田空港におけるジェットスター35便（成田夜10時15分発上海浦東行き）欠航後に伴い発生した暴行事件¹（以下「本件」といいます。）の刑事弁護人を受任した者です²。本件は、正しい知識と説明が世の中に普及していれば避けられた事件ではないかと考えますので、ここに依頼者の同意を得た上で、「出国中止」に関する制度について発表させて頂きたいと思えます。

2 事件の背景（「出国中止」について）

本件においては、欠航決定後、日本人乗客は全員空港から離れているにもかかわらず、約100名もの中国人乗客が現場に留まり、夜を空港内で過ごすことを決断しました。なぜでしょうか。

もちろん、その日の晩に泊まるホテル等がないといった事情もあったかもしれませんが、当職らの調査によれば、実は中国人乗客の中には、シングル（一回のみ訪問可能）の観光ビザで訪日した乗客が多く、再び日本国内に入国することができないと誤解した（出国手続を終えており、もう日本に入国するビザがないと誤解した）方が少なくないことが分かりました。

しかし、日本国の出入国管理及び難民認定法及び関連する規則に基づく手続によれば、いったん入管による「出国の確認」の手続を行った場合であっても、欠航等正当な理由がある場合は、「出国中止」という手続を経ることにより、出国していなかったことにすることが可能です（写真参照）。



¹ 中国領事館でも公式の声明が発表されております。<http://www.china-embassy.or.jp/chn/gdxw/t1529239.htm>（中文のみ）

² なお、当職らは、2018年1月29日以後に受任しており、それ以前の弁護活動は異なる弁護士によって行われております。



当職らの依頼者も、このことを知っていれば空港から退出したと言います。

空港関係者からすれば当然のこの制度も、実際に理解していなかった中国人乗客が多かったことから推察しますと、当日十分に説明がされていなかったものと推察されます。

3 お願い

まず、日本の航空関係者の皆様におかれましては、本件のような出国手続後の欠航が発生した場合に、シングルビザの外国人乗客が出国手続を終えていて、日本国内に合法的に入国できないと誤解している場合があり得ることを想定し、「出国中止」制度があることを、きちんと当該外国人の言語で説明して頂くよう、予め主要言語での説明文を作成する（例えば写真付きであるとわかりやすいと思います）よう、お願いします。

また、日本を訪れてくださる中国人をはじめとする外国人観光客の皆様、出国手続後の欠航の際も、日本には「出国中止」制度がありますので、空港に留まるしか選択肢がないという誤解をしないよう、お願いします。もしご友人で不幸にも欠航のトラブルに巻き込まれてしまった場合には、「出国中止」制度についてアドバイスして頂けますと幸いです。

以 上